

入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成 29 年 11 月 8 日

京都府中小企業技術センター
所長 但馬 幸伸

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

京都府中小企業技術センター中丹技術支援室理化学機器等移転業務 一式

(2) 委託業務の内容等

入札説明書（PDF）及び仕様書（PDF）のとおり

- ・ 入札書（PDF）（WORD）
- ・ 委任状（PDF）（WORD）
- ・ 質疑書（PDF）（WORD）

(3) 履行期間

契約日から平成 30 年 3 月 30 日（金）まで

(4) 履行場所

ア 移転元

〒623-0011

綾部市青野町西馬場下 38-1 北部産業技術支援センター・綾部内
京都府中小企業技術センター 中丹技術支援室

イ 移転先

〒623-0011

綾部市青野町西馬場下 38-1 北部産業創造センター（仮称）内
京都府中小企業技術センター 中丹技術支援室

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134

京都府中小企業技術センター 総務課

電話番号（075）315-2811

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所

(1) に掲げる場所

(3) 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成 29 年 11 月 8 日（水）から平成 29 年 11 月 15 日（水）（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される平成 29 年度における物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（平成 29 年京都府告示第 1 号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、「計測・理化学機械器具」に登録されているものであること。
- (3) 4 に定める一般競争入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
- (4) 過去に理化学機器の移設・運搬業務の実績があり、かつ、履行期限までに確実に履行することができるかと認められる者であること。
- (5) 京都府内に本店又は取引を希望する営業所等が所在する者であること。

4 入札参加資格の審査手続

入札に参加を希望する者は、審査申請書（別記第 1 号様式(WORD)）及び(2)のエに定める添付資料（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した申請書等に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書等様式の交付期間等

- ア 交付期間 2 の(3)に同じ。
- イ 交付場所 2 の(2)に同じ。
- ウ 交付方法 アの交付期間に交付する。郵送による交付は行わない。

(2) 申請書等の提出期間等

- ア 提出期間 (1)のアに同じ。
- イ 提出場所 (1)のイに同じ。
- ウ 提出方法 アの提出期間に持参する。郵送による提出は認めない。
- エ 添付資料

審査申請書には、誓約書（別記第 2 号様式(WORD)）、履行実績調書（別記第 7 号様式 (WORD)）及び京都府競争入札参加資格審査結果通知書の写しを添付しなければ

ばならない。

オ その他

(ア) 申請書等を提出した者に対し、入札参加資格審査の公平を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求められることがある。

(イ) 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は、返却しない。

5 入札参加資格を有する者の名簿への登載

入札参加資格があると認定された者は、京都府中小企業技術センター中丹技術支援室理化学機器等移転業務に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

6 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果は、申請書等を提出した者に対し、文書（別記第3号様式(WORD)）で通知する。

7 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、入札参加資格審査結果の通知日から平成30年3月31日までとする。

8 入札参加資格審査申請書記載事項の変更

申請書等を提出した者（5の名簿へ登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別記第4号様式(WORD)）により、当該変更に係る事項を所長に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 営業所の名称又は所在地

(3) 法人にあつては、資本金又は代表者の氏名

(4) 個人にあつては、氏名

9 入札参加資格の承認

(1) 入札参加資格を有する者が、次のアからオのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き営業を行うことができると所長が認めたときに限り、その入札参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その二親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

- ウ 個人が法人を設立したときは、その法人
- エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
- オ 法人が分割したときは、分割により営業を承継した法人

- (2) (1)により入札参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（別記第5号様式(WORD)）（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他所長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、入札参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書（別記第6号様式(WORD)）で通知する。

10 入札参加資格の取消し

- (1) 入札参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 入札参加資格を有する者が次のアからカのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことができる。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が、次のアからカのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。
 - ア 契約の履行にあたり、業務内容、数量等に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) (1)又は(2)により入札参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書により、その者に通知する。

11 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日 時
平成29年11月24日（金）午前10時
 - イ 場 所
京都市下京区中堂寺南町134
京都府産業支援センター 5階 第4会議室
- (2) 入札の方法

持参によることとし、郵便又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

12 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

13 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。ただし、規則第 159 条第 2 項第 3 号に該当する場合は、免除する。

14 その他

- (1) 1 から 13 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。

(別記第1号様式)

一般競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

京都府中小企業技術センター所長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年 月 日に入札公示のありました京都府中小企業技術センター中丹技術支援室理化学機器等移転業務の委託に係る一般競争入札に参加する資格の審査について、別添資料を添えて申請します。

審査申請書類作成責任者名

氏名

電話

FAX

(別記第 2 号様式)

誓 約 書

私は、京都府中小企業技術センターが実施する京都府中小企業技術センター中丹技術支援室理化学機器等移転業務の一般競争入札の申込に当たり、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条 4 の規定に該当する入札に参加することができない者ではないことを誓約します。

平成 年 月 日

京都府中小企業技術センター所長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者の職・氏名

印

地方自治法施行令第 167 条の 4

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(別記第3号様式)

平成 年 月 日

様

京都府中小企業技術センター所長 ○○ ○○

一般競争入札参加資格審査結果通知書

平成 年 月 日付けで提出された一般競争入札参加資格審査申請書を審査した結果、下記のとおり京都府中小企業技術センター中丹技術支援室理化学機器等移転業務委託に係る一般競争入札参加資格者名簿に搭載することと決定したので通知します。

記

- 1 登載番号 第 号
- 2 登載年月日 平成 年 月 日

(別記第4号様式)

一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届

年 月 日

京都府中小企業技術センター所長 様

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者の職・氏名

印

平成 年 月 日提出の申請書記載事項に変更があったので、届け出ます。

記

変更内容

届出書類作成責任者名

氏名

電話

FAX

(別記第5号様式)

一般競争入札参加資格承継審査申請書

年 月 日

京都府中小企業技術センター所長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者の職・氏名

印

京都府中小企業技術センター中丹技術支援室理化学機器等移転業務に係る一般競争入札参加資格の審査等に関する要領第10条に係る参加資格の承継について、別添書類を添えて申請します。

記

承継に係る事由等

申請書類作成責任者名

氏名

電話

FAX

(別記第6号様式)

平成 年 月 日

様

京都府中小企業技術センター所長 ○○ ○○

一般競争入札参加資格承継審査結果通知書

平成 年 月 日付けで提出された一般競争入札参加資格承継審査申請書を審査した結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

京都府中小企業技術センター中丹技術支援室理化学機器等移転業務に係る
一般競争入札参加資格者名簿

京都府中小企業技術センター

別記第7号様式

年 月 日

京都府知事 山田 啓二 様

所 在 地

商号又は名称

代表者の職・氏名

印

履 行 実 績 調 書

次のとおり理化学機器の移転・運搬業務について履行実績があることを申告します。

業 務 名	① ② ③ ④ ⑤							
発 注 者	① ② ③ ④ ⑤			履行施設名	① ② ③ ④ ⑤			
履行の場所	① ② ③ ④ ⑤			業務の概要	① ② ③ ④ ⑤			
業 務 期 間	①	年	月	日	～	年	月	日
	②	年	月	日	～	年	月	日
	③	年	月	日	～	年	月	日
	④	年	月	日	～	年	月	日
	⑤	年	月	日	～	年	月	日

※国又は地方公共団体からの業務受託実績がある場合は、それを優先的に記載してください。